

第18回

# 定時株主総会 招集ご通知



## ご来場の自粛のお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により議決権行使していただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は、座席間隔を拡げるため、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましても、ご入場いただけない場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・ご来場の場合は、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒、検温などにご協力をお願い申し上げます。また、37.5℃以上の発熱、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。

## 開催日時

2021年6月24日（木）午前10時  
受付開始時刻は午前9時を予定しております。

## 開催場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル  
地下2階 ボールルーム

書面またはインターネット等による  
議決権行使期限

2021年6月23日（水）午後6時まで

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



東急建設株式会社

証券コード：1720



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/1720/>



## 目次

ごあいさつ ..... 1

### 招集ご通知

第18回定時株主総会招集ご通知 … 2

議決権行使のご案内 ..... 3

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 …… 5

第2号議案 定款一部変更の件 …… 6

第3号議案 取締役10名選任の件… 7

第4号議案 社外取締役の  
報酬額改定の件 …… 17

第5号議案 取締役（社外取締役  
および非業務執行  
取締役を除く）に  
対する譲渡制限付  
株式の付与のための  
報酬決定の件 …… 18

### 【招集ご通知添付書類】

事業報告 ..... 22

連結計算書類 ..... 42

計算書類 ..... 44

監査報告書 ..... 46

ご参考 ..... 53



## ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係や社会を支えるために働かれている方々に、深い感謝の意を表します。

本株主総会につきましては、前回と同様に株主様の安全確保および感染拡大防止措置を講じて開催することといたしました。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

寿田光宏

東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

**東急建設株式会社**

取締役社長 寺 田 光 宏

**第18回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、きたる2021年6月23日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
  2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル  
地下2階 ボールルーム
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件  
 第2号議案 定款一部変更の件  
 第3号議案 取締役10名選任の件  
 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件  
 第5号議案 取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定していません。

◎本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

◎本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tokyu-cnst.co.jp/>)

# 議決権行使のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により議決権行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

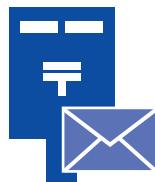
## 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2021年6月24日（木）午前10時

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水）午後6時必着

## インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。  
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水）午後6時まで

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

### ご注意事項

- ※インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- ※書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値向上に向けた投資等を図るための内部留保の充実と中長期のリスクに備えた財務体質の一層の改善が重要であると認識する一方、株主の皆様に対する安定的、継続的な利益還元を重要な施策と考えており、連結配当性向20%以上を目標とした配当と、自己株式の取得を含む、業績に応じた機動的な利益還元を行ってまいります。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金10円 総額1,047,325,990円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大に対応するとともに、当社が完全子会社とした会社の事業目的を、現行定款第2条の事業目的に追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. } (条文省略)	1. } (現行どおり)
10. (新 設)	10.
11. } (条文省略)	11. <u>発電ならびに電気・熱の供給に関する事業</u>
16. (新 設)	12. } (現行どおり)
17. (条文省略)	17.
	18. <u>人材派遣業</u>
	19. (現行どおり)

### 第3号議案 取締役10名選任の件

現任取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員は現在3名ありますが、本議案が原案どおり承認可決された場合4名とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 【ご参考 候補者一覧】

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	飯塚恒生	代表取締役会長	14回/15回 (93.3%)
2	再任	寺田光宏	代表取締役社長	15回/15回 (100%)
3	再任	高木基行	代表取締役 副社長執行役員	15回/15回 (100%)
4	再任	清水正敏	取締役 専務執行役員	15回/15回 (100%)
5	再任	津久井雄史	取締役 常務執行役員	15回/15回 (100%)
6	再任	巴政雄	取締役	15回/15回 (100%)
7	再任	吉田可保里	取締役	15回/15回 (100%)
8	再任	おん田勲	取締役	15回/15回 (100%)
9	新任	こし腰塚國博	※	※
10	新任	つなしま島勉	※	※

(注) ※印は、新任の取締役候補者のため、該当事項はありません。



## 1 い い づ か 飯塚 つ ね お 恒生 (1948年8月5日生)

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4月 東急建設(株)入社  
 2003年 10月 当社執行役員  
 2004年 6月 当社常務執行役員  
 2006年 6月 当社取締役常務執行役員  
 2008年 4月 当社土木総本部長  
 2009年 6月 当社代表取締役専務執行役員  
 2010年 4月 当社代表取締役社長  
 2018年 6月 当社代表取締役会長 (現)  
 (重要な兼職の状況)  
 世紀東急工業(株)取締役

■ 所有する当社の株式の数  
85,040株

■ 取締役在任年数  
15年

■ 取締役会への出席状況  
14回/15回 (93.3%)

### ■ 取締役候補者とした理由

2009年より代表取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社グループ経営全般の管理・監督者として職務を適切に果たしていることから、引き続き、取締役候補者としたしました。



## 2 て ら だ 寺田 み つ ひ ろ 光宏 (1957年3月1日生)

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 東急建設(株)入社  
 2010年 6月 当社執行役員  
 2012年 4月 当社常務執行役員  
 2012年 6月 当社取締役常務執行役員  
 2013年 4月 当社土木本部長  
 2016年 4月 当社取締役専務執行役員  
 2018年 4月 当社代表取締役副社長執行役員  
 2019年 6月 当社代表取締役社長 (現)

■ 所有する当社の株式の数  
23,520株

■ 取締役在任年数  
9年

■ 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験があり、また、代表取締役社長として、当社グループを強力に牽引していることから、引き続き、取締役候補者としたしました。



- 所有する当社の株式の数  
9,233株
- 取締役在任年数  
5年
- 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)



- 所有する当社の株式の数  
5,301株
- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

### 3 <sup>たかぎ</sup>高木 <sup>もとゆき</sup>基行 (1955年11月25日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 東急建設(株)入社  
2011年 4月 当社執行役員  
2016年 4月 当社常務執行役員  
当社建築本部長  
2016年 6月 当社取締役常務執行役員  
2018年 6月 当社取締役専務執行役員  
2020年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 (現)  
当社業務統括、安全環境・国際事業担当 (現)

#### ■ 取締役候補者とした理由

当社の代表取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、建設業全般に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者としたしました。

### 4 <sup>しみず</sup>清水 <sup>まさとし</sup>正敏 (1959年1月20日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 東急建設(株)入社  
2012年 4月 当社執行役員  
2017年 4月 当社常務執行役員  
当社管理本部長  
2017年 6月 当社取締役常務執行役員  
2020年 4月 当社取締役専務執行役員 (現)  
2021年 4月 当社経営戦略本部長、管理本部担当 (現)

#### ■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験と経営管理全般に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者としたしました。



## 5 津久井 雄史 (1957年11月20日生)

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 東急建設(株)入社
- 2015年 4月 当社執行役員
- 2018年 4月 当社常務執行役員  
当社土木事業本部長 (現)
- 2018年 6月 当社取締役常務執行役員 (現)

■ 所有する当社の株式の数  
3,676株

■ 取締役在任年数  
3年

■ 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験と土木事業に関する高い知見を有していることから、引き続き、取締役候補者としたしました。



## 6 巴 政雄 (1953年11月23日生)

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 東京急行電鉄(株)入社
- 2007年 6月 同社取締役
- 2011年 4月 同社常務取締役
- 2014年 4月 同社専務取締役
- 2014年 7月 同社人材戦略室長
- 2015年 6月 同社取締役専務執行役員
- 2017年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2018年 6月 当社取締役 (現)
- 2019年 9月 東急(株)代表取締役副社長執行役員 (現)  
(重要な兼職の状況)  
東急(株)代表取締役副社長執行役員

■ 所有する当社の株式の数  
0株

■ 取締役在任年数  
3年

■ 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

### ■ 取締役候補者とした理由

東急グループの中核企業である東急株式会社の代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および経営管理全般に精通した立場からのご意見を当社の経営に反映していただくため、引き続き、取締役候補者としたしました。



- 所有する当社の株式の数  
0株
- 取締役在任年数  
2年
- 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

## 7 よしだ かほり 吉田 可保里

(1972年12月19日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4月 (株)リクルートコスモス入社  
2010年 9月 司法試験合格  
2011年12月 高木佳子(現・T&Tパートナーズ)法律事務所入所(現)  
弁護士登録  
2012年 4月 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員(現)  
2018年11月 国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員(現)  
2019年 6月 当社取締役(現)  
2020年 8月 国土交通省中央建築士審査会委員(現)  
国土交通省社会資本整備審議会建築分科会専門委員(建築物  
等事故・災害対策部会)(現)  
2020年10月 経済産業省日本産業標準調査会臨時委員(現)  
(重要な兼職の状況)  
弁護士

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として専門的な見識および不動産業界での勤務経験を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は会社経営に直接関与した経験はありませんが、こうした理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。



- 所有する当社の株式の数  
0株
- 取締役在任年数  
1年
- 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)  
社外監査役として3回  
社外取締役として12回

おん だ  
8 恩田

いさお  
勲 (1949年4月4日生)

再任

社外

独立役員

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年10月 監査法人榮光会計事務所 (現・E Y 新日本有限責任監査法人) 入所  
1990年7月 センチュリー監査法人代表社員、千葉事務所所長  
1993年6月 同法人理事代表社員、業務開発部部长、千葉事務所所長  
2002年6月 新日本監査法人常任理事代表社員、公開業務本部本部長、公会計業務本部本部長、総合コンサルティング業務本部副本部長、千葉事務所所長  
2008年9月 新日本有限責任監査法人常務理事、アドバイザリーサービス統括部門部門長、Ernst & Young Global Japan Area Advisory Service Leader  
2010年9月 同法人顧問  
2010年10月 (株)G T M総研特別顧問  
2011年4月 同社代表取締役社長 (現)  
2012年6月 当社監査役  
2019年1月 G T M税理士法人代表社員 (現)  
2019年4月 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 客員教授 (現)  
2020年6月 当社取締役 (現)  
(重要な兼職の状況)  
(株)G T M総研代表取締役社長  
G T M税理士法人代表社員  
同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 客員教授

#### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士および税理士としての専門的な見識および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としたしました。



## 9 <sup>こしづか</sup>腰塚 <sup>くにひろ</sup>國博 (1955年9月30日生)

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社の株式の数  
0株

■ 取締役在任年数  
—

■ 取締役会への出席状況  
—

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 小西六写真工業(株) (現・コニカミノルタ(株)) 入社  
 2012年 4月 同社執行役技術戦略部長  
 2014年 4月 同社常務執行役開発統括本部長  
 2015年 4月 同社常務執行役事業開発本部長  
 2015年 6月 同社取締役常務執行役事業開発本部長  
 2016年 4月 同社取締役常務執行役  
 2019年 6月 同社上級技術顧問  
 2020年 5月 イオンモール(株)社外取締役 (現)  
 (重要な兼職の状況)  
 イオンモール(株)社外取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

デジタル・科学技術に関する専門的な見識および技術戦略の策定や新規事業の創出、大型買収等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、社外取締役候補者となりました。



## 10 <sup>つなしま</sup>綱島 <sup>つとむ</sup>勉 (1956年9月8日生)

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社の株式の数  
0株

■ 取締役在任年数  
—

■ 取締役会への出席状況  
—

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 安田信託銀行(株) (現・みずほ信託銀行(株)) 入行  
 2007年 4月 同行執行役員大阪支店長  
 2008年 4月 同行常務執行役員大阪支店長  
 2010年 4月 (株)都市未来総合研究所代表取締役社長  
 2011年 6月 ダイニック(株)社外監査役  
 2015年 6月 日本信号(株)社外監査役  
 2016年 6月 (株)中央倉庫社外取締役 (現)

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

信託銀行の業務執行者としての長年の経験と不動産専門シンクタンクの経営者としての豊富な経験および経歴を通じて培われた幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について
- (1) 巴政雄氏は、東急株式会社の代表取締役であり、同社は、当社株式15,362千株（持株比率14.67%）を保有しております。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社の主要な取引先であり、当社は同社との間に、建設工事の受注等の取引があります。
- (2) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田可保里、恩田勲、腰塚國博、綱島勉の各氏は、15ページから16ページに記載の当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 責任限定契約について  
当社は、巴政雄、吉田可保里、恩田勲の各氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、腰塚國博、綱島勉の両氏の選任が承認された場合、両氏との間に、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。ただし、犯罪行為等に起因する損害賠償請求による損害は填補されません。各候補者が取締役に就任した場合は、同契約の被保険者となり、任期途中に同契約を更新する予定であります。

【ご参考 取締役候補者および監査役の専門性と経験】

	氏名		企業経営	営業	法律・コンプライアンス	財務会計	人材開発	国際性	デジタル・イノベーション
	取締役	飯塚 恒生		●	●				
寺田 光宏			●	●				●	
高木 基行			●	●				●	●
清水 正敏			●		●	●	●		
津久井雄史			●	●					
巴 政雄			●			●	●		
吉田可保里		社外・独立			●				
恩田 勲		社外・独立	●			●			
腰塚 國博		社外・独立	●					●	●
綱島 勉	社外・独立	●			●		●		
監査役	氏名		企業経営	営業	法律・コンプライアンス	財務会計	人材開発	国際性	デジタル・イノベーション
	橋本 聰				●				
	落合 正					●			
	齋藤 洋一	社外・独立			●				
	加藤 善一	社外・独立			●				●
北村 和夫	社外・独立	●			●				

## 【ご参考 社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準】

当社は、次の要件を満たす社外役員（社外取締役および社外監査役）を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員（独立社外取締役および独立社外監査役）と判断しております。

1. 社外役員が、次に該当する者でないこと。
  - ①当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の業務執行者<sup>1</sup>
  - ②当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>またはその業務執行者
  - ③当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>またはその業務執行者
  - ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
  - ⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
  - ⑥当社グループから一定額を超える寄付または助成<sup>5</sup>を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
  - ⑦当社グループが借入れを行っている主要な金融機関<sup>6</sup>またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
  - ⑧当社グループの主要株主<sup>7</sup>または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
  - ⑨当社グループが主要株主である会社の業務執行者
  - ⑩当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
  - ⑪最近において、前記①から⑩であった者
2. 前記1 ①乃至⑪に該当する者（重要な地位にある者<sup>8</sup>に限る）の近親者等<sup>9</sup>でないこと。
3. 前記1 および2の要件を満たす社外役員であっても、その他の理由により独立性が無いと考えられる場合、当社は、その社外役員を独立役員としない。

(注)

- 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
- 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。

- 3 当社グループの主要な取引先とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- 4 多額の金銭その他の財産とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
- 5 一定額を超える寄付または助成とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における年間1,000万円を超える寄付または助成をいう。
- 6 主要な金融機関とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社事業年度末の借入残高が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
- 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- 9 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

#### 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第5回定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）」としてご承認いただいておりますが、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今般、第3号議案に記載のとおり、独立社外取締役の増員を提案するとともに、将来的な更なる増員等にも備えるため、取締役の報酬額のうち社外取締役分の報酬額を増額いたしたいと存じます。つきましては、取締役の報酬額については、引き続き年額3億6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）と変更せずに、社外取締役分の報酬額を年額6,000万円以内へと改定いたしたいと存じます。

また、本議案における社外取締役の報酬額の上限は、上記の事情および当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、21ページおよび36ページをご参照ください。）ならびにその他諸般の事情を考慮して決定しており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名であり、独立社外取締役は3名。）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役4名であり、全員が独立社外取締役。）となります。

## 第5号議案 取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月25日開催の第5回定時株主総会において、年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）とご承認いただいておりますが、第4号議案「社外取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬等の額は、年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）となります。また、2018年6月26日開催の第15回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度を導入することにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の信託を用いた株式報酬に代えて、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本議案が承認可決されることを条件に、信託を用いた株式報酬制度を廃止し、以降、追加での拠出を行わないことといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年120,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を21ページに記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、

譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案が承認可決された場合には、36ページに記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、以下の内容に変更する予定であります。

(変更の内容)

当社の取締役の報酬水準は、役位、業務執行状況および従業員の給与水準、第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査等に基づき決定しており、また、短期業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、金銭報酬と株式報酬とで構成しております。

金銭報酬には、役位に応じた固定報酬と短期業績連動報酬とがあり、固定報酬は、毎月定額を支給いたします。短期業績連動報酬は、短期業績達成に向けたインセンティブ強化を目的としており、役位別の基準額に、経営計画で定めたKPIなどの各業績指標に基づく業績達成率を乗じて算定し、年2回に分けて支給いたします。業績達成率は、営業利益、当期純利益、ROICなどの財務指標のほか、非財務指標や部門業績などを総合的に勘案して算出いたします。また、支給率は達成率に応じて0%~200%で変動いたします。なお、社外取締役および非業務執行取締役の報酬は基本報酬の固定報酬のみとしております。

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブや取締役と株主の経済的価値の一致を目的としており、社外取締役および非業務執行取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式を付与するものであり、その付与株式数は、役位に応じた基準額に基づき毎年取締役会において決定いたします。

取締役の固定報酬、変動報酬、株式報酬の支給割合は、標準的な評価の取締役の場合、6：2：2をおおよその目安としております。

各取締役の報酬の決定方法は、取締役会の諮問を受けた独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が、各取締役の報酬額が上記方針に則り適正に算定されているかなど、適正性・妥当性を審議し、取締役会は、当該委員会の答申内容を踏まえ、決定いたします。

以上

## 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が見られるなか、企業収益の持ち直しの動きのほか、雇用者数の底堅さが見られましたが、依然として景気は厳しい状況になりました。

建設業界におきましては、政府建設投資が堅調に推移する一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間企業では事業計画の縮小・変更の動きが一段と進み、民間建設投資が減少しました。

このような情勢下におきまして当社グループは、当期が最終年度となる「中期経営計画2018-2020『Shinka2020』」の財務指標の一部見直しを図りつつ、国内建設事業では顧客起点による優良顧客との関係強化や現場力の強化に努めるとともに、収益多様化に向けた国際、不動産、PPP/コンセッション事業等の取り組みを着実に積み重ねるほか、ICTの積極活用による新たな価値の提供に取り組んでまいりました。

当社グループの連結業績につきましては、受注高は3,209億円（前期比49.2%増）、売上高は2,314億円（前期比28.1%減）、営業利益は35億円（前期比82.5%減）、経常利益は持分法による投資利益12億円を計上したことなどにより48億円（前期比77.7%減）となりました。これに、税金費用等を加味した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は26億円（前期比82.2%減）となりました。

## 連結業績の推移



なお、部門別の状況は次のとおりであります。  
(建設事業 (土木))

受注高は、国内民間工事が減少したものの、国内官公庁工事および海外工事の増加により、651億円 (前期比0.5%増) となりました。完成工事高は、国内民間工事が増加したものの、国内官公庁工事および海外工事の減少により、757億円 (前期比14.4%減) となりました。

(建設事業 (建築))

受注高は、国内官公庁工事および海外工事が減少したものの、国内民間工事の増加により、2,557億円 (前期比70.2%増) となりました。完成工事高は、国内官公庁工事、国内民間工事および海外工事の減少により、1,532億円 (前期比33.8%減) となりました。

(不動産事業等)

不動産事業等売上高は、24億円 (前期比18.2%増) となりました。

また、当社単体の業績につきましては次のとおりであります。

受注高は3,066億円 (前期比58.6%増) となり、受注高に占める土木と建築の割合は、土木工事20.8%、建築工事79.2%、発注者別では、官公庁工事14.4%、民間工事85.6%となりました。

主な受注工事	発注者	工事名称
	国土交通省	R2国道246号渋谷駅周辺地下道工事
	国土交通省	八王子法務総合庁舎(20)建築改修その他工事
	タント特定目的会社	(仮称)ESR東扇島ディストリビューションセンター新築工事
	三菱地所レジデンス(株)・三菱倉庫(株)	千代田区三番町26計画新築工事
	学校法人五島育英会	(仮称)東京都市大学新A棟増築工事

売上高は、完成工事高2,145億円 (前期比27.3%減) と不動産事業等売上高16億円を合わせた総売上高で2,162億円 (前期比27.0%減) となりました。完成工事の工事別内訳は、土木工事35.2%、建築工事64.8%となりました。

主な完成工事	発注者	工事名称
	東急(株)・東日本旅客鉄道(株)・東京地下鉄(株)	渋谷駅街区開発計画 西口仮設通路新築工事
	国立大学法人東京大学	東京大学(西東京)(仮称)総合研究実験棟新営その他工事
	有明広域行政事務組合	有明広域行政事務組合消防本部・玉名消防署統合庁舎建設工事
	東急電鉄(株)	池上線池上駅改良工事および駅ビル開発工事
	三井不動産レジデンシャル(株)	渋谷区役所建替プロジェクト住宅棟

利益面につきましては、営業利益は24億円（前期比86.1%減）、経常利益は30億円（前期比83.2%減）、当期純利益は12億円（前期比89.6%減）となりました。

当社単体の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	118,531	63,713	75,568	106,676
	建 築	133,007	242,920	138,991	236,935
	計	251,538	306,633	214,560	343,611
不動産事業等		—	—	1,684	—
合 計		251,538	306,633	216,245	343,611

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は3,539百万円であり、その主なものは、事業用土地建物の取得等であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、事業運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引金融機関5行との間でシンジケーション方式によるタームローン契約を締結しております。また、当該5行のほか、20行との間でシンジケーション方式によるコミットメントライン契約をそれぞれ締結しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の国内建設市場につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるとともに、建設市場固有の課題として、新設等を主体とした「フロー」型から維持・修繕等の「ストック」型への需要の質的变化や、高齢の建設就労者の大量退職による人材不足が深刻化することが予想され、長時間労働の解消や働き方改革の実現等への対応が求められるなど、構造変革が迫られています。

このような情勢下におきまして当社グループは、新企業ビジョン「VISION2030」および「長期経営計画“To zero, from zero.”」に基づき、国内土木・建築・建築リニューアル事業を「コア事業」、国際・不動産・新規事業を「戦略事業」と位置づけ、既存事業の深掘りと新規分野の模索など、「知の深化」と「知の探索」を実践してまいります。また、人材とデジタル技術を競争優位の源泉として、3つの提供価値（脱炭素、廃棄物ゼロ、防災・減災）を軸とし、この3つの提供価値と人材・デジタル技術の競争優位構築による東急建設ブランドの確立をはじめとする5つの重点戦略を実行することで当社グループの持続的な企業価値向上を目指してまいります。

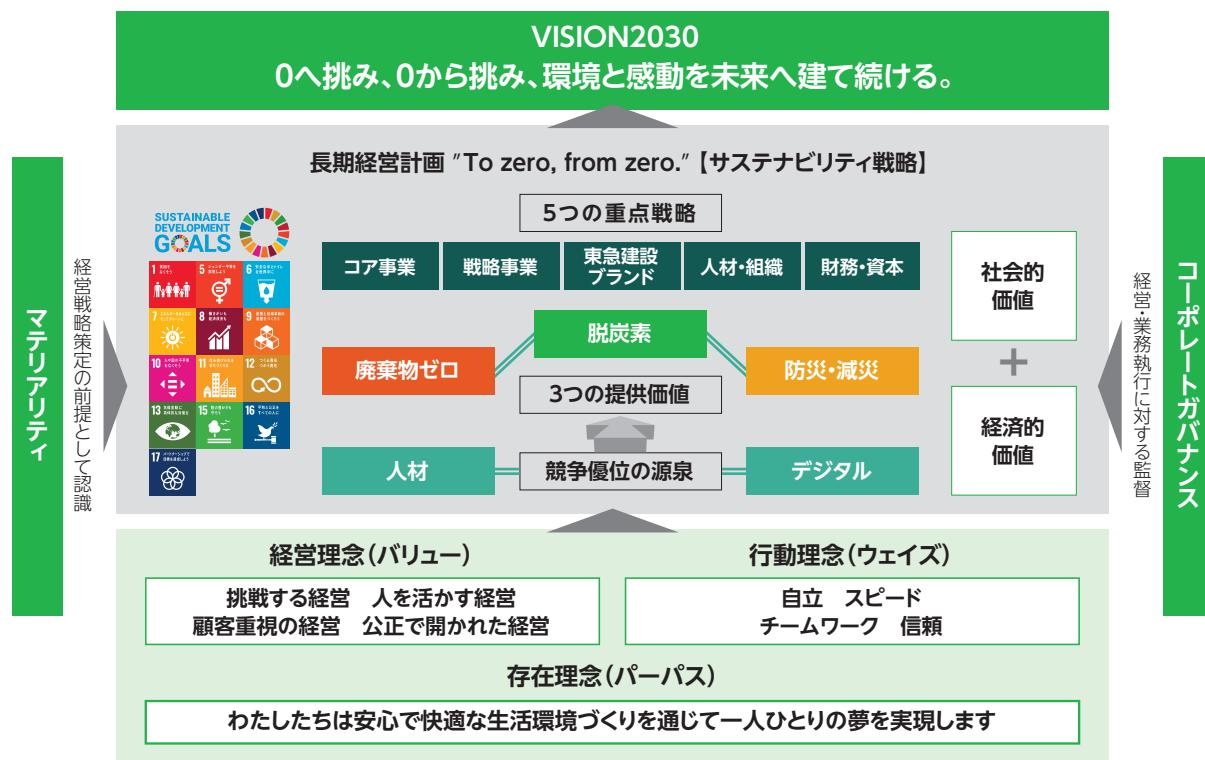
株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 【ご参考】

### VISION2030・長期経営計画の全体像

当社を取り巻く経営環境の変化は、新型コロナウイルス感染症を契機としてこれまで以上にスピードを増しております。また、将来に向けた不確実性がより高まっており、加えて気候変動やそれを含むSDGsなどの社会課題の解決への期待が企業に求められております。

このような中、当社グループでは、創業の精神を受け継いだ企業理念に基づき、社会課題の解決を強く意識した2030年の企業ビジョン「VISION2030」を2021年3月に策定いたしました。また、長期経営計画は「0へ挑み、0から挑み、環境と感動を未来へ建て続ける。」とした「VISION2030」達成に向けた10カ年の長期戦略であり、これを実行することにより持続的な企業価値向上を実現してまいります。



「VISION2030」および「長期経営計画」について、詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。



VISION2030 : <https://www.tokyu-cnst.co.jp/company/vision/#vision>

長期経営計画 : <https://www.tokyu-cnst.co.jp/company/strategy/pdf/strategy.pdf>



## 長期経営計画“To zero, from zero.”：基本方針と5つの重点戦略

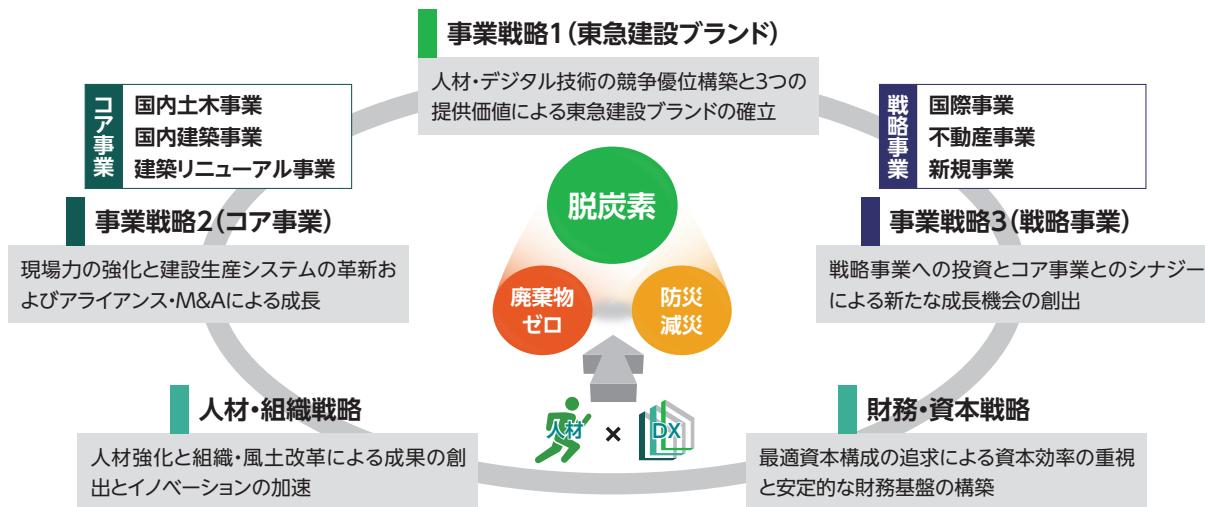
ゴール=VISION2030

0へ挑み、0から挑み、環境と感動を 未来へ建て続ける。



### 基本方針

国内土木・建築・建築リニューアル事業を「コア事業」、国際・不動産・新規事業を「戦略事業」と位置づけ、「知の深化」と「知の探索」を実践し、人材とデジタル技術を競争優位の源泉として3つの提供価値を軸とした5つの重点戦略を実行する。これにより、財務・非財務両面での持続的な企業価値の向上を目指す



## 株主還元方針

### 配当基準をDOEに変更すると共に、株主還元水準の向上を図る

これまでの還元方針

今後の還元方針

単年度業績に左右されやすい	配当性向基準	DOE基準 (自己資本配当率)	配当金額が安定
財務基盤の充実を重視	配当性向20%以上	DOE4%以上	還元水準の向上 (資本効率を意識)

### 2022年3月期の業績見通しと配当について

2021年度（2022年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高2,850億円、営業利益70億円、経常利益73億円、親会社株主に帰属する当期純利益は48億円を予想しております。配当につきましては、1株につき中間配当20円、期末配当20円とし、年間で40円を予定しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 当社グループの財産および損益の状況

区 分	第15期 (2017年度)	第16期 (2018年度)	第17期 (2019年度)	第18期 (当連結会計年度) (2020年度)
受 注 高 (百万円)	299,436	285,476	215,109	320,916
売 上 高 (百万円)	320,711	331,437	322,170	231,483
経 常 利 益 (百万円)	22,128	22,932	21,969	4,891
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	16,118	15,504	14,903	2,647
1株当たり当期純利益 (円)	151.05	145.37	139.79	24.95
総 資 産 (百万円)	249,756	264,996	235,897	226,568
純 資 産 (百万円)	79,175	92,981	101,703	103,509

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第15期 (2017年度)	第16期 (2018年度)	第17期 (2019年度)	第18期 (当期) (2020年度)
受 注 高 (百万円)	291,337	263,053	193,315	306,633
売 上 高 (百万円)	312,487	309,946	296,426	216,245
経 常 利 益 (百万円)	21,514	20,084	18,140	3,054
当 期 純 利 益 (百万円)	15,555	14,025	12,190	1,262
1株当たり当期純利益 (円)	145.78	131.51	114.35	11.90
総 資 産 (百万円)	235,832	244,853	215,343	207,090
純 資 産 (百万円)	71,351	83,496	90,975	90,442

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東建産業株式会社	百万円 50	100.00 %	水処理設備の設計施工請負 および維持管理
東急リニューアル株式会社	100	90.53	建物増改築の設計施工請負
PT. TOKYU CONSTRUCTION INDONESIA	百万インドネシア・ルピア 17,978	89.93	土木建築工事の設計施工請負
GOLDEN TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.	百万ミャンマー・チャット 2,045	60.00	土木建築工事の設計施工請負

### ③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
世紀東急工業株式会社	百万円 2,000	22.17 %	土木工事、舗装工事および 水利工事の設計施工請負 舗装資材の製造販売

## (7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、建設事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として同事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-29) 第20220号〕として国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(4) 第6474号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 店 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号  
内部統制推進室・経営戦略本部・管理本部・安全環境本部・土木事業本部  
・建築事業本部・国際事業部・不動産事業部

支 店	札幌支店(北海道)	北陸支店(新潟県)
	東北支店(宮城県)	名古屋支店(愛知県)
	千葉支店(千葉県)	関西支店(大阪府)
	東日本土木支店(東京都)	広島支店(広島県)
	都市開発支店(東京都)	四国支店(香川県)
	首都圏建築支店(東京都)	九州支店(福岡県)
	東日本建築支店(東京都)	

営業所 11か所

技術研究所 神奈川県

海外事務所 シンガポール・タイ・インドネシア・ミャンマー・バングラデシュ・ベトナム

(注) 2021年4月1日、価値創造推進室を新設いたしました。

② 重要な子会社の事業所

国 内	東建産業株式会社	(東京都)
	東急リニューアル株式会社	(東京都)
海 外	PT. TOKYU CONSTRUCTION INDONESIA	(インドネシア)
	GOLDEN TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.	(ミャンマー)

**(9) 従業員の状況** (2021年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,010名	167名増

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,617名	41名増	45.3歳	20.0年

**(10) 主要な借入先および借入額の状況** (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	8,762 百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,622
株式会社みずほ銀行	3,379
株式会社三井住友銀行	2,195
株式会社横浜銀行	1,040

(注) 上記は取引金融機関5行との間で締結しているシンジケートローンによる長期借入金を記載しています。  
また、上記のほか、20行とのシンジケートローンによる短期借入金(総額5,000百万円)があります。

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

400,000,000株

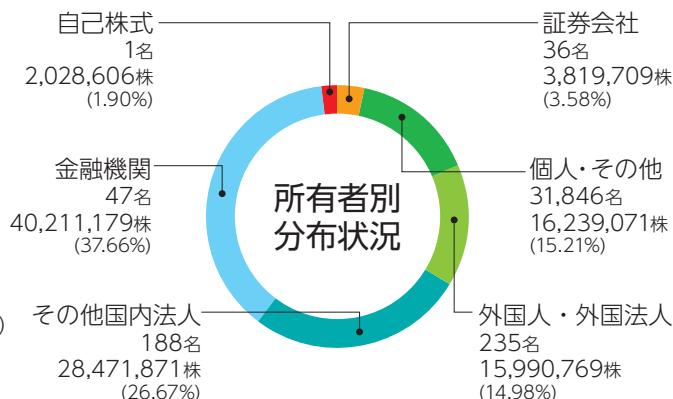
### (2) 発行済株式の総数

106,761,205株  
(自己株式 2,028,606株を含む)

### (3) 株主数

32,353名 (前期末比 1,712名減)

### (4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
東急株式会社	15,362 千株	14.67 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,583	5.33
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 大成建設口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,000	3.82
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行 再信託分・東急株式会社退職給付信託口)	3,520	3.36
清水建設株式会社	3,000	2.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,950	2.82
MSIP CLIENT SECURITIES	2,918	2.79
株式会社シティインデックスイレブンス	2,807	2.68
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	2,590	2.47
株式会社三菱UF J銀行	2,550	2.43

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (2,028,606株) を控除して計算しております。

2. 東急株式会社は、上記の株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・東急株式会社退職給付信託口) の持株数3,520千株を含め、当社株式7,500千株を退職給付信託に拠出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,500 株	1 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯 塚 恒 生	世紀東急工業株式会社 取締役
代表取締役社長	寺 田 光 宏	
代表取締役副社長執行役員	高 木 基 行	業務統括、安全環境・国際事業担当
取締役専務執行役員	清 水 正 敏	管理本部長
取締役常務執行役員	津久井 雄 史	土木事業本部長
取締役	今 村 俊 夫	株式会社東急コミュニティー 取締役会長
取締役	久保田 豊	
取締役	巴 政 雄	東急株式会社 代表取締役副社長執行役員
取締役	吉 田 可保里	弁護士
取締役	恩 田 勲	株式会社GTM総研 代表取締役社長 GTM税理士法人 代表社員 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 客員教授
常勤監査役	橋 本 聰	
常勤監査役	落 合 正	
監査役	齋 藤 洋 一	弁護士 世紀東急工業株式会社 社外監査役
監査役	加 藤 善 一	一般財団法人リモート・センシング技術センター 特任参事 福井工業大学 客員教授
監査役	北 村 和 夫	株式会社千葉薬品 常勤監査役

- (注) 1. 地位ならびに担当および重要な兼職の状況は、2021年3月31日現在で記載しております。  
 2. 取締役久保田豊、巴政雄、吉田可保里、恩田勲の各氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役齋藤洋一、加藤善一、北村和夫の各氏は、社外監査役であります。

4. 常勤監査役落合正氏は、当社財務部門における豊富な業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年6月24日、取締役浅野和茂、大塚弘の両氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 2020年6月24日、常勤監査役前野淳禎氏は、任期満了により退任いたしました。
7. 2020年6月24日、恩田勲氏は、監査役を任期満了により退任し、取締役に選任され、就任いたしました。
8. 2020年6月24日、落合正、北村和夫の両氏は、監査役に新たに選任され、就任いたしました。また、落合正氏は、常勤監査役に就任いたしました。
9. 当社は、取締役久保田豊、吉田可保里、恩田勲、監査役齋藤洋一、加藤善一、北村和夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 2021年4月1日、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	清 水 正 敏	経営戦略本部長、管理本部担当

11. 当社は執行役員制度を導入しており、2021年4月1日現在の専任執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 役 職
常務執行役員	増田 知也	建築事業本部長
常務執行役員	宮下 眞一	建築事業本部副本部長
常務執行役員	園田 有	東日本建築支店長
常務執行役員	佐々木 雅幸	土木事業本部副本部長兼営業統括部長
常務執行役員	落合 好憲	都市開発支店長
常務執行役員	岡部 安水	土木技術担当
常務執行役員	河田 直美	土木技術担当
常務執行役員	杉田 宏一	建築技術担当
常務執行役員	渡部 英二	土木技術担当
常務執行役員	谷岡 和範	土木技術担当
常務執行役員	生嶋 文昭	建築技術担当
執行役員	酒井 邦登	土木事業本部技術統括部長
執行役員	川口 佳正	安全環境本部長
執行役員	樋口 稔洋	首都圏建築支店長
執行役員	渋沢 重彦	国際事業部長
執行役員	久田 浩司	建築事業本部法人営業統括部長
執行役員	平井 和貴	札幌支店長兼建築部長
執行役員	吉永 旭	東日本土木支店長
執行役員	赤田 義宏	土木事業本部事業統括部長
執行役員	寺嶋 浩	建築事業本部原価企画統括部長
執行役員	福井 政彦	内部統制推進室長
執行役員	吉田 眞章	建築事業本部技術統括部長
執行役員	遠藤 修	技術研究所長
執行役員	大室 淳一	不動産事業部長
執行役員	三嶋 昭	九州支店長
執行役員	成島 弘	管理本部長
執行役員	鍋田 充政	建築事業本部設計統括部長
執行役員	渡辺 光俊	建築事業本部事業統括部長
執行役員	春木 久幸	価値創造推進室長
執行役員	福田 重彦	建築事業本部設備統括部長
執行役員	薬丸 歩	関西支店長
執行役員	野々山 昇	建築事業本部営業推進統括部長
執行役員	松本 道久	名古屋支店長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間に、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬水準は、役位、業務執行状況および従業員の給与水準、第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査等に基づき決定しており、また、短期業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、基本報酬（金銭、固定・変動）と株式報酬とで構成しております。

基本報酬には、役位に応じた固定報酬と変動報酬とがあり、固定報酬は、毎月定額を支給いたします。変動報酬は、前事業年度の業績等を勘案して決定しており、毎月の各取締役の固定報酬に評価別配分係数等を乗じて算定し年2回に分けて支給いたします。評価別配分係数は、6段階（200%～0%）となっており、各担当部門の営業利益等の業績評価に定性評価を加味して決定しております。なお、非業務執行取締役の報酬は基本報酬の固定報酬のみとしております。

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブや取締役と株主の経済的価値の一致を目的としており、非業務執行取締役を除く取締役に対し株式報酬規程に定めた役位別の年間ポイント数の累積に応じて退任時に給付いたします（1ポイント＝1株）。

取締役の固定報酬、変動報酬、株式報酬の支給割合は、標準的な評価の取締役の場合、7：2：1をおおよその目安としております。

各取締役の報酬の決定方法は、取締役会の諮問を受けた独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が、各取締役の報酬額が上記方針に則り適正に算定されているかなど、適正性・妥当性を審議し、取締役会は、当該委員会の答申内容を踏まえ、決定しております。

当該決定方針の決定方法は、取締役会の諮問を受けた独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が、適正性・妥当性を審議し、取締役会は、当該委員会の答申内容を踏まえ、決定しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は、当該指名・報酬委員会の審議の結果およびその答申内容を踏まえ、決定しているため、各取締役の報酬額は当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は、固定報酬であり、金銭により給付しており、報酬の決定方法については、監査役会の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第5回定時株主総会において、「年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月26日開催の第15回定時株主総会において、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）に対する株式報酬として、「3事業年度を対象として合計1億3,800万円を上限に、取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は90,000株。」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の報酬額は、2008年6月25日開催の第5回定時株主総会において、「年額9,600万円以内」と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

### ③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		株式報酬	
		固定報酬	変動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	204 (21) 百万円	147 (21) 百万円	39 (-) 百万円	17 (-) 百万円	11 (4) 名
監査役 (うち社外監査役)	46 (14)	46 (14)	—	—	7 (4)
合計 (うち社外役員)	251 (36)	194 (36)	39 (-)	17 (-)	18 (8)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は4名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。
2. 社外取締役1名は無報酬であります。また、上記の支給人数には、2020年6月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
3. 変動報酬の業績指標等との関連性および算定に関する考え方は前記①に記載のとおりです。
4. 株式報酬額は、2018年6月26日開催の第15回定時株主総会において決議いただいた、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度における当事業年度の費用計上額です。

### ④ 非金銭報酬等の内容

取締役に対する株式報酬の内容の概要は前記①に記載のとおりです。

また、その交付状況は、32ページ「(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	巴 政 雄	東急株式会社 代表取締役副社長執行役員
	吉 田 可保里	弁護士
	恩 田 勲	株式会社GTM総研 代表取締役社長 GTM税理士法人 代表社員 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 客員教授
監査役	齋 藤 洋 一	弁護士 世紀東急工業株式会社 社外監査役
	加 藤 善 一	一般財団法人リモート・センシング技術センター 特任参事 福井工業大学 客員教授
	北 村 和 夫	株式会社千葉薬品 常勤監査役

- (注) 1. 重要な兼職の状況は、2021年3月31日現在で記載しております。
2. 東急株式会社は、当社株式15,362千株（持株比率14.67%）を保有しております。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社の主要な取引先であり、当社は同社との間に、建設工事の受注等の取引があります。
3. 世紀東急工業株式会社は、当社の関連会社であります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社と同社との間に、建設工事の発注等の取引があります。
4. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	久保田 豊	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、経営者としての豊富な知見と経験に基づき取締役会議案や中長期的な経営課題等に対して有益な助言や意見表明を適宜行っております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を通じて、経営陣幹部の監督を行っております。
	巴 政 雄	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、経営者としての豊富な知見と経験に基づき取締役会議案や中長期的な経営課題等に対して有益な助言や意見表明を適宜行っております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を通じて、経営陣幹部の監督を行っております。
	吉 田 可保里	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、弁護士としての専門的な見識および不動産業界での勤務経験に基づき取締役会議案や中長期的な経営課題等に対して有益な助言や意見表明を適宜行っております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を通じて、経営陣幹部の監督を行っております。
	恩 田 勲	当事業年度開催の取締役会15回（監査役として3回、取締役として12回）全てに、取締役就任以前開催の監査役会1回全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見識および経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会議案や中長期的な経営課題等に対して有益な助言や意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。また、取締役就任以降開催の指名・報酬委員会に出席し、取締役等の経営陣幹部の人事・報酬に関する審議を通じて、経営陣幹部の監督を行っております。
監査役	齋 藤 洋 一	当事業年度開催の取締役会15回全てに、監査役会5回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
	加 藤 善 一	当事業年度開催の取締役会15回中14回に、監査役会5回全てに出席し、行政機関等における豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
	北 村 和 夫	2020年6月24日の監査役就任以降開催の取締役会12回全てに、監査役会4回全てに出席し、金融機関等における豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokyu-cnst.co.jp/>) に掲載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokyu-cnst.co.jp/>) に掲載しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>158,454</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>95,046</b>
現金預金	34,173	支払手形・工事未払金等	39,349
受取手形・完成工事未収入金等	94,089	電子記録債権	12,240
未成工事支出金	17,986	短期借入金	5,172
不動産事業支出金	0	リース債権	92
販売用不動産	21	未払法人税等	3
材料貯蔵品	61	未成工事受入金	13,331
その他の	12,169	不動産事業受入金	1
貸倒引当金	△47	完成工事補償引当金	4,749
<b>固 定 資 産</b>	<b>68,113</b>	工事損失引当金	1,804
<b>有形固定資産</b>	<b>34,342</b>	賞与引当金	1,801
建物及び構築物	9,760	預りの金	14,860
機械、運搬具及び工具器具備品	726	その他の	1,638
土地	23,718	<b>固 定 負 債</b>	<b>28,012</b>
リース資産	136	長期借入金	21,582
建設仮勘定	1	リース債権	72
<b>無形固定資産</b>	<b>1,202</b>	繰延税金負債	201
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,568</b>	役員株式給付引当金	49
投資有価証券	29,816	不動産事業等損失引当金	4,200
長期貸付金	30	退職給付に係る負債	733
繰延税金資産	115	資産除去債務	249
その他の	2,604	その他の	923
貸倒引当金	△0	<b>負 債 合 計</b>	<b>123,058</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>226,568</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
		株主資本	96,437
		資本	16,354
		資本剰余金	3,893
		利益剰余金	77,344
		自己株式	△1,154
		その他の包括利益累計額	6,526
		その他有価証券評価差額金	7,153
		為替換算調整勘定	△81
		退職給付に係る調整累計額	△545
		<b>非支配株主持分</b>	<b>545</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>103,509</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>226,568</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事等売上高	229,016	
不動産事業等売上高	2,467	231,483
売上原価		
完成工事等売上原価	209,673	
不動産事業等売上原価	3,639	213,313
売上総利益		
完成工事等総利益	19,343	
不動産事業等総損失	1,172	18,170
販売費及び一般管理費		14,620
営業利益		<b>3,549</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	192	
為替差益	186	
持分法による投資利益	1,242	
その他	70	1,691
営業外費用		
支払利息	194	
シンジケートローン手数料	86	
コミットメントフィー	40	
その他	28	349
経常利益		<b>4,891</b>
特別利益		
負ののれん発生益	35	35
特別損失		
投資有価証券評価損失	172	
減損損失	84	256
税金等調整前当期純利益		<b>4,671</b>
法人税、住民税及び事業税		1,602
法人税等調整額		381
当期純利益		<b>2,686</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		39
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>2,647</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
<b>流 動 資 産</b>		<b>147,627</b>		<b>流 動 負 債</b>		<b>91,131</b>	
現 金 預 金		29,607		支 払 手 形 務 務 金		2,462	
受 取 手 形 金		563		電 子 記 録 債 務 金		12,314	
完 成 工 事 未 収 入 金		87,959		工 事 未 払 金		33,775	
不 動 産 事 業 未 収 入 金		63		不 動 産 事 業 未 払 金		78	
未 成 工 事 支 出 金		17,604		短 期 借 入 債 金		5,000	
販 売 用 不 動 産		21		一 借 入 債		88	
材 料 貯 蔵 品		18		未 払 費 用 金		1,096	
前 払 費 用		337		未 成 工 事 受 入 金		12,769	
そ の 他		11,532		不 動 産 事 業 受 入 金		0	
貸 倒 引 当 金		△79		預 前 受 取 引 当 金		14,921	
<b>固 定 資 産</b>		<b>59,463</b>		完 成 工 事 補 償 引 当 金		4,749	
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>33,738</b>		工 事 損 失 引 当 金		1,798	
建 物 及 び 構 築 物		9,416		賞 与 引 当 金		1,686	
機 械 及 び 運 搬 具		315		<b>固 定 負 債</b>		<b>25,515</b>	
工 具、器 具 及 び 備 品		257		長 期 借 入 債 金		20,000	
土 地		23,624		一 借 入 債		63	
リ ー ス 資 産		123		繰 上 償 還 債 金		36	
建 設 仮 勘 定		1		延 税 金 負 担 金		19	
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>829</b>		退 職 給 付 引 当 金		49	
ソ フ ト ウ エ ア		722		役 員 株 式 給 付 引 当 金		4,200	
リ ー ス 資 産		16		不 動 産 事 業 等 損 失 引 当 金		173	
そ の 他		90		資 産 除 去 債 務 他		974	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>				<b>負 債 合 計</b>			
投 資 有 価 証 券		18,163				<b>116,647</b>	
関 係 会 社 株 式		4,003		<b>純 資 産 の 部</b>			
長 期 貸 付 金		600		<b>株 主 資 本</b>		<b>83,993</b>	
長 期 前 払 費 用		170		資 本 本 剰 余 金		16,354	
そ の 他		2,300		資 本 本 剰 余 金		3,893	
貸 倒 引 当 金		△343		利 益 剰 余 金		64,900	
<b>資 産 合 計</b>		<b>207,090</b>		利 益 剰 余 金		194	
				そ の 他 利 益 剰 余 金		64,705	
				繰 越 利 益 剰 余 金		64,705	
				自 己 株 式		△1,154	
				評 価 ・ 換 算 差 額 等		6,448	
				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		6,448	
<b>資 産 合 計</b>				<b>純 資 産 合 計</b>			
				<b>負 債 純 資 産 合 計</b>		<b>207,090</b>	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	214,560	
不動産事業等売上高	1,684	216,245
売 上 原 価		
完成工事原価	196,706	
不動産事業等売上原価	3,021	199,727
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	17,854	
不動産事業等総損失	1,336	16,517
販売費及び一般管理費		14,043
営業利益		<b>2,474</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	669	
為替差益	184	
その他の	67	922
営業外費用		
支払利息	182	
シンジケートローン手数料	85	
コミットメントフィー	40	
その他の	33	341
経常利益		<b>3,054</b>
特別損失		
投資有価証券評価損失	172	
減損損失	84	256
税引前当期純利益		<b>2,797</b>
法人税、住民税及び事業税		1,226
法人税等調整額		309
当期純利益		<b>1,262</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

「連結株主資本等変動計算書」および「株主資本等変動計算書」ならびに「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokyu-cnst.co.jp/>) に掲載しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東急建設株式会社  
取締役会 御中EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東急建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東急建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東急建設株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東急建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

東 急 建 設 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	橋 本	聰	㊟
常勤監査役	落 合	正	㊟
社外監査役	齋 藤	洋 一	㊟
社外監査役	加 藤	善 一	㊟
社外監査役	北 村	和 夫	㊟

以 上



# 主な完成工事・受注工事

■土木 ■建築

## 完成工事



### 2 有明広域行政事務組合消防本部・玉名消防署統合庁舎建設工事

発注者：有明広域行政事務組合

工事場所：熊本県玉名市



### 1 東京大学(西東京)(仮称)総合研究実験棟新営その他工事

発注者：国立大学法人東京大学

工事場所：東京都西東京市



### 3 北海道いすゞ自動車株式会社新社屋新築工事

発注者：北海道いすゞ自動車株式会社

工事場所：北海道札幌市



### 4 池上線池上駅改良工事および駅ビル開発工事

発注者：東急電鉄株式会社

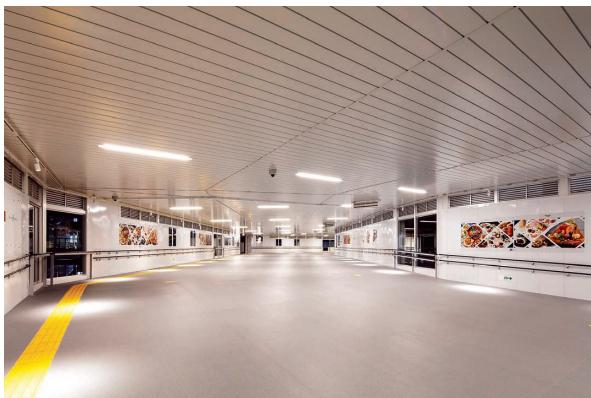
工事場所：東京都大田区



### 5 渋谷区役所建替プロジェクト住宅棟

発注者：三井不動産レジデンシャル株式会社

工事場所：東京都渋谷区



©渋谷スクランブルスクエア

### 6 渋谷駅街区開発計画 西口仮設通路新築工事

発注者：東急株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社

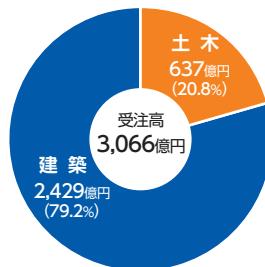
工事場所：東京都渋谷区

## 受注工事



- |          |    |  |
|----------|----|--|
| 土木<br>建築 | 1  | <b>中川護岸耐震補強工事(その51)</b><br>発注者:東京都財務局 工事場所:東京都葛飾区                        |
|          | 2  | <b>千種区下方町7丁目地内東山配水場・東春送水幹線連絡管整備工事</b><br>発注者:名古屋市上下水道局 工事場所:愛知県名古屋       |
|          | 3  | <b>春日部駅付近高架化工事の内土木関係(V工区)その1工事(野田線高架橋他)</b><br>発注者:東武鉄道株式会社 工事場所:埼玉県春日部市 |
|          | 4  | <b>田園都市線長津田第一高架橋補強工事</b><br>発注者:東急電鉄株式会社 工事場所:神奈川県横浜                     |
|          | 5  | <b>R2国道246号渋谷駅周辺地下水道工事</b><br>発注者:国土交通省 工事場所:東京都渋谷区                      |
|          | 6  | <b>和歌山県警察機動隊建築工事</b><br>発注者:国土交通省 工事場所:和歌山県和歌山市                          |
|          | 7  | <b>(仮称)ESR東扇島ディストリビューションセンター新築工事</b><br>発注者:タント特定目的会社 工事場所:神奈川県川崎市       |
|          | 8  | <b>株式会社シャトレーゼ神戸物流工場化計画</b><br>発注者:株式会社シャトレーゼ 工事場所:兵庫県神戸市                 |
|          | 9  | <b>千代田区三番町26計画新築工事</b><br>発注者:三菱地所レジデンス株式会社・三菱倉庫株式会社 工事場所:東京都千代田区        |
|          | 10 | <b>(仮称)東京都市大学新A棟増築工事</b><br>発注者:学校法人五島育英会 工事場所:東京都世田谷区                   |

### 受注高の発注者別内訳



	土木		2021年3月期	
	億円	%	億円	%
官公庁	371	12.1		
民間	208	6.8		
東急グループ	44	1.4		
海外	14	0.5		
<b>合計</b>	<b>637</b>	<b>20.8</b>		

	建築		2021年3月期	
	億円	%	億円	%
官公庁	57	1.9		
民間	2,096	68.3		
東急グループ	255	8.3		
海外	21	0.7		
<b>合計</b>	<b>2,429</b>	<b>79.2</b>		

# クローズアップ

## 「上田電鉄別所線千曲川橋梁」の復旧まで

2019年10月に日本列島を襲った台風19号により、千曲川の水位が上昇し、10月13日上田電鉄別所線千曲川橋梁が落橋いたしました。

通常の工事とは異なり、突然の災害に対して急遽開始しなければならないのが災害復旧工事です。被災した規模や復旧形態すら分からない状況において、工事費や工期も全く見えていない中でのスタートとなりました。このような状況下で当社としては、地域の足を早急に復活させるため、また、上田のシンボルでもある「赤い橋を残したい」という地域の皆様の熱い思いに応えるために、建設会社としていかに貢献できるかを模索いたしました。工事費用を抑えつつ、早期復旧を実現するため、できるだけ使用可能な部材の転用や早期復旧を目指した施工方法および設計、課題や工程など検討を重ねました。国土交通省の河川堤防工事との連携や多くの関係者のご協力をいただきながら、早期に復旧工事を完了させ、再び別所線千曲川橋梁を復活させることができました。

今後也多発すると考えられる自然災害に対し、対応できる能力や組織を整備し、いかなる災害であっても、対応できるように鋭意努力してまいります。



崩落した橋台と傾いた橋脚



復旧後、運行再開



頂いた表彰状

### 工事概要

工事名称 上田電鉄別所線千曲川橋梁災害復旧工事  
工事場所 長野県上田市

事業主体 上田市  
発注者 上田電鉄株式会社

## 「東急建設グループ技術展2020」を開催

今回の技術展では、「ひととまちのサステナブルな未来へ～安心快適でしなやかな社会を築くお手伝い～」をテーマに、建物や構造物のライフサイクルにおける各段階で、当社の技術がどのようなメリットをお客様にご提供できるかについてご紹介いたしました。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートによるライブ配信で、パンフレット等ではご紹介できない動画コンテンツや採用事例等を、インタラクティブにご紹介いたしました。

当社ウェブサイトでは、当日ご紹介した一部コンテンツを公開しておりますので、是非ご覧ください。



<https://www.tokyu-cnst.co.jp/tokyu-tech/gijutsuten2020/>



## 「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言に賛同

当社は2020年「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD※)」提言への賛同を表明いたしました。

2019年4月に、これまでの環境方針を見直し「汚染の予防および環境保護に努め、環境と経済を両立させた『持続可能な社会』の実現に向けて環境配慮経営を推進する」ことを宣言しております。その一環として、温室効果ガス排出の削減目標を掲げ、2020年4月にSBT (Science Based Targets※)のWB2°C (2°Cを十分下回る) 認定を取得し、削減に向けた取り組みを推進しております。

さらに、今般策定した「VISION2030・長期経営計画」において、「脱炭素」「廃棄物ゼロ」「防災・減災」の3つの提供価値を掲げ、気候変動問題などの社会課題解決に取り組むとともに中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

今後、気候変動が事業に及ぼすリスク・機会の分析、分析結果に基づく戦略等について、TCFD提言に沿った情報開示を進めてまいります。



※TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

G20の要請を受け、金融安定理事会(FSB)により設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース」。企業等に対し、気候変動関連リスクおよび機会に関する情報開示を推奨する提言を2017年6月に公表。

※SBT(Science Based Targets)

産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えるために、企業による科学的根拠に基づいて設定された削減目標を推進することを目的に、CDP (旧Carbon Disclosure Project:気候変動対策に関する情報開示を推進する機関投資家の連合体)、WRI (World Resources Institute:世界資源研究所)、WWF (World Wide Fund for Nature:世界自然保護基金)、UNGC (United Nations Global Compact:国際グローバルコンパクト)の4団体が2014年9月に設立したイニシアチブ。

**TCFD** | TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES

# 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	定時株主総会および期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL ( <a href="https://www.tokyu-cnst.co.jp/">https://www.tokyu-cnst.co.jp/</a> )
手数料	単元未満株式の買い増し・買い取り 無料
単元株式数	100株
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店でっております。
(ウェブサイト)	<a href="https://www.smtb.jp/personal/agency/">https://www.smtb.jp/personal/agency/</a>

## 株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

マイナンバーのお届出が済んでいない株主様は、お早めにお手続きください。  
なお、お届出等のお手続きの詳細につきましては、下記「株式に関する各種手続きのお問い合わせ先」までお願いいたします。

### 株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、「配当金に関する支払調書」および「単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書」等には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

株式に関する各種手続きの

お問い合わせ先

単元未満株式の買い増し・買い取り、住所変更、配当金受け取り方法の指定等の請求、マイナンバーのお届出

〈証券会社等に口座をお持ちの場合〉  
口座を開設されている証券会社等

〈特別口座※の場合〉  
三井住友信託銀行株式会社

未払配当金の支払い請求、特別口座※から証券会社等の口座への振替請求

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 ☎ 0120-782-031  
ウェブサイト (株式に関するお手続き) <https://www.smtb.jp/personal/agency/>

※株券の電子化に伴って、証券保管振替機構(ほふり)に預託されなかった株主様の株式は、三井住友信託銀行に開設された特別口座に記録されています。









# 株主総会 会場ご案内図



## セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26番1号 03-3476-3000 (代表)



### 交通のご案内

渋谷駅 (JR南改札/京王井の頭線西口改札) より徒歩5分

—●— JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン ● 東急東横線 ● 東急田園都市線 ● 京王井の頭線 ● 東京メトロ銀座線  
● 東京メトロ半蔵門線 ● 東京メトロ副都心線

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会運営スタッフは、検温を含め事前に体調を十分確認し、マスク着用で対応させていただきます。

※ 本株主総会の開催・運営等に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.tokyu-cnst.co.jp/>

※ 株主総会についてのお問い合わせ先：東急建設株式会社 経営戦略本部経営管理部 03-5466-5021



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。